

学校法人会計の特徴について

学校法人 北星学園

計算書類について

「**計算書類**」は、学校法人会計基準に従い作成するもので、私立学校振興助成法（1975年法律第61号）第14条第3項に基づき、監事及び監査法人の監査報告書を添えて、文部科学省等の所轄庁に北星学園の決算書類として届出る書類です。

1. 資金収支計算の目的

当該年度の教育・研究諸活動に対応する資金の使い途（資金支出）とこれに対する資金の調達（資金収入）を明らかにするものです。

2. 消費収支計算の目的

学校法人には教育・研究活動という公共的負担が課されており、一般の企業よりも永続性の維持をより一層要求されます。つまり、学校法人においても企業と同様に、人件費や諸経費などのいわゆるコストと、それに対する負債以外の収入とのバランスを図るような経営努力が必要とされています。このバランスがとれているかどうかを見るものです。

3. 貸借対照表の目的

学校法人の特徴は、その目的とされる教育・研究活動を達成するために、膨大な施設と設備さらには各種の運用財産を必要とします。したがって、これらの財産が有効に維持管理されているか、また、その他の計算書類と有機的に結合されているかどうかなどを確かめるためのものです。

4. 消費収支差額とは

消費収入のほうが消費支出より多い場合、その差額を「**当年度消費収入超過額**」と呼び、その逆の場合の差額を「**当年度消費支出超過額**」と呼びます。収入超過額をプラス、支出超過額をマイナスの値として、各年度の累計額が貸借対照表の「**消費収支差額の部合計**」となります。